

2019年10月24日

ベトナム労働・傷病兵・社会省海外雇用局（DOLAB）より、企業単独型で技能実習生の送り出しを行う現地法人について、依然として労働者海外派遣免許を取得していないケースがあるとの情報提供がありましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

2019年3月15日

ベトナム国から企業単独型で技能実習生の送り出しを行う現地法人の要件について、外国人技能実習機構から駐日ベトナム国大使館に質問したところ、以下のような回答がありました。

企業単独型でベトナム国から技能実習生を受け入れる際にはご留意いただきたいと思ます。

- 1 企業単独型の送り出しを行う現地法人（事業所）等においても、ベトナムの国内法（派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法）に基づく、労働者海外派遣免許を取得する必要があるのか。

（駐日ベトナム大使館回答）

海外に労働者を送り出そうとする者（法人）は、労働者海外派遣免許を取得することが必要であります。企業単独型で送り出す場合も送出しをする企業が同免許を取得いただくことが必要であります。

- 2 労働者海外派遣免許を取得する申請先は、ベトナム海外労働局（DOLAB）という認識でよいか（海外派遣期間90日以上の場合）。

（駐日ベトナム大使館回答）

ご指摘のとおり、労働者海外派遣免許の申請先は、ベトナム海外労働局（DOLAB）であります。具体的な要件については、送り出す職種等により異なります。具体的な内容は、送り出す者からベトナム海外労働局に聞いていただきたいと思います。

以上